明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔内閣官房令〕
○標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令（**内閣官房**一一）　一

〔告示〕
○国家戦略特別区域計画の変更を認定した件（**内閣府**一二九～一三一）　一
○社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件（**金融庁・法務・財務**八）　二
○電子署名及び認証業務に関する法律第四条第一項に規定する特定認証業務の認定に関する件（**デジタル庁・法務**一）　三
○著作権法第二条第一項第九号の七イに規定する文化庁長官が定める期間を定める件（**文化庁**八五）
○著作権法第九十三条の三第一項、第九十四条の三第一項及び第九十六条の三第一項に規定する円滑な許諾のために必要な情報であって文化庁長官が定めるもの及び文化庁長官が定める方法を定める件（**同**八六）
○保安林の指定をする件（**農林水産**一九六、一九七）
○保安林の指定施業要件を変更する件（**同**一九八～二〇〇）
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（**同**二〇三）
○道路に関する件（**関東地方整備局**二九三、二九四）
○道路に関する件（**近畿地方整備局**一七八、一七九）
○道路に関する件（**九州地方整備局**一四七）

〔国会事項〕
内閣

〔人事異動〕
内閣
〔皇室事項〕
法務
公証人任免（法務省）
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　四
最低賃金の改正決定に関する公示（山形労働局最低賃金公示二～五、福島同二、栃木同四、富山同二・三、石川同四・五、長野同三、和歌山同四、島根同四、愛媛同四、宮崎同二）　五

〔官庁報告〕
〔公告〕
官庁
財団関係
諸事項　六
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　七
会社その他　七

内閣官房令

○内閣官房令第十二号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令を次のように定める。

令和三年十一月二十四日　内閣総理大臣　岸田　文雄

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の一部を改正する内閣官房令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（表一の項関係）	（表一の項関係）
第一条　［略］	**第一条**　［同上］
［2・3　略］	［2・3　同上］
4　表一の項第三欄第一号の内閣官房令で定める内閣審議官は、次の各号に掲げるとおりとする。	4　［同上］
［一～七　略］	［一～七　同上］
八　内閣官房に置かれた新型コロナウイルス等感染症対策推進室の事務を掌理するもの	八　内閣官房に置かれた新型コロナウイルス感染症対策推進室の事務を掌理するもの
九　［略］	九　［同上］
［5～7　略］	［5～7　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行し、改正後の標準的な官職を定める政令に規定する内閣官房令で定める標準的な官職等を定める内閣官房令の規定は、令和三年十一月二十二日から適用する。